

アシストコンサルティング / 江尻幸雄からの『2分で読切りニュースレター』

このニュースレターは名刺を交換させて頂いた方へお送りしています。不要な場合はご一報いただくか、空メールを返信頂ければ次回より停止いたします。この記事が皆様のお役にできれば幸いです。

今回のテーマは、、、『早期経営改善計画の策定支援事業』です

2017年5月に中小企業庁から表記の経営改善に関する新しい支援枠組みが追加されました。まだまだご存知ない中小企業の方々も多いので、この事業について簡単に説明いたします。

● 経営改善支援の推移 =従来の経営改善計画と何が違うか=

財務上の問題を抱え金融支援が必要な中小企業・小規模事業者に対しては、金融機関からの金融支援を受けることを目的として中小企業再生支援協議会等による支援事業が平成15年から提供されてきました。

私も個人の認定支援機関として数社の再生支援の計画立案や実施に関与させて頂きましたが、相談件数及び新規支援開始企業数は確かにこの3年間で減少傾向にはあります。(右図)

では状況が改善したのかと言うと必ずしもそうとも言えず、いまだに相談企業

の内、7割もの企業が新規に支援を受ける必要がある状況です。この窮境状態に至る前に、早期に「事業の見直し・計画の策定」を通じて経営改善に努められるように、意識を高め対応を促すことが同じ道に戻らないためにも重要です。“早期”と言うキーワードが大切ですね。そこで当制度が追加されたのです。

● 早期経営改善計画の策定支援事業の内容 =金融機関の多面的な評価に積極的に対応しましょう=

支援内容の概要は以下の通りです

- ・「改善計画」と名称を付けていますが、業績が悪くて銀行に金融支援を依頼するためのものではありません
- ・むしろ自社の経営に関する現状と将来の計画をメイン銀行と共有することで経営改善につなげるものです
- ・国が認める専門家(認定支援機関)の支援を受けて計画を策定し、アドバイスを受けることができます
計画策定から1年後のフォローアップ確認も含まれています
- ・改善計画策定に伴う専門家に支払う費用として2/3(ただし上限20万円まで)を国が負担するものです
- ・詳細は中小企業庁のHP → <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2017/170510kaizen.htm>

中小企業・小規模事業者(個人事業主 含)におけるメリット

- ・事業の将来像について金融機関に知ってもらうことができます
- ・自己の経営の見直しによる経営課題の発見や分析ができます
- ・また課題解決のための行動計画にまで落とし込むことで「何をいつ誰が行うか」が明確になります

皆様の企業やお知り合いの企業から不明な点の質問にお答えしています。ご遠慮なくお問合せください。

最後までお読み頂きありがとうございます。

アシストコンサルティング 代表 江尻幸雄 中小企業診断士 / 上級シスアド / 認定経営革新等支援機関

【 組織開発コンサルタント: 組織活性化を通じ、良質な売上の確保を! 】

ALL Rights Reserved By assistConsulting